

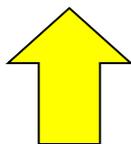
東郷町子ども条例（案）の概要

| | |
|-----------|---|
| 前文 | <p>○このまちで子どもたちが健やかに成長し、まちの未来をつくっていくことは、わたしたちの願いです。</p> <p>○子どもは、まだ一人では生きていけず、親や友達、先生、地域の人たちの支えがあってこそ幸せに暮らし、成長することができます。</p> <p>○子どもは、地域社会全体で支えられながら、心身ともに健やかに育てられなければなりません。</p> <p>○子どもの権利は、育ち、学び、生活していく上で大切な権利として保障されなければなりません。</p> <p>○こうした考えのもと、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、ここに東郷町子ども条例を定めます。</p> |
|-----------|---|

| | |
|---------------|--|
| 第1章 総則 | <p>【目的】 子どもが健やかに成長することのできるまちを実現すること。</p> <p>【定義】 地域住民/子ども/大人/学び・育つ施設の関係者/事業者</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切かを考えること。 ○子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすること。 ○子どもの年齢や発達段階に配慮すること。 ○子どもと大人の相互理解を基本に、地域社会全体で取り組むこと。 |
|---------------|--|

| |
|--|
| 第2章 子どもの大切な権利と責務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○健やかに成長し、安心して生きる権利 ○自分らしく育ち、学ぶ権利 ○自分の考えを表現する権利 ○参加する権利 ●子どもの責務 |

| |
|---|
| 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○大人の共通の責務 ○保護者の責務 ○育ち・学ぶ施設の関係者の責務 ●事業者の責務 ○町の責務 |

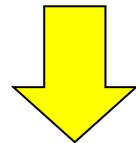


【子どもの権利の保障】
【権利の侵害からの救済】



【責務の遂行】

【町の実施】



| | |
|---|---|
| 第4章 子どもが健やかに成長することのできるまちづくり | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○権利の侵害からの救済 ○虐待に対する取組 ○子育て家庭への支援 ○子どもの安全・安心を守る取組 ○子どものための場所の確保 ○意見表明の促進 ●子どもの権利を考える月間 ●検証及び見直し | <ul style="list-style-type: none"> (権利侵害の救済の申出/権利の回復のための必要な措置) (虐待に対する予防及び早期発見/虐待案件の通報義務) (子育て家庭への支援/仕事と子育ての両立支援など) (有害な環境や犯罪から守られる取組/公共施設の整備) (安全で安心できる居場所づくり/豊かな体験の場の確保) (子ども施策の計画や実施に対する意見表明の機会を充実) (11月を「子どもの権利を考える月間」に指定) (子どもの権利施策の実施状況の検証・見直し) |

| | |
|---------------|----|
| 第5章 雑則 | 委任 |
|---------------|----|